

議案第37号

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年6月9日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の改正に伴い、所要の整備を行う必要があるため提案する。

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

固定資産評価審査委員会条例（昭和47年南風原村条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項」に、「前項の規定に従って弁明書が提出された」を「正副2通の弁明書の提出があった」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
（書面審理） 第6条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、正副2通の弁明書の提出があったものとみなす。</u> 3～5 （略）	（書面審理） 第6条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。<u>第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</u> 3～5 （略）

